



2017年8月7日

各 位

会 社 名 日本精工株式会社
代 表 者 名 代表執行役社長 内山 俊弘
(コード：6471 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役常務 CSR 本部長 池村 幸雄
(TEL 代表 03-3779-7111)

幹部社員等株式給付信託の導入に関するお知らせ

本日、当社は、当社の株価や業績と当社及び一部子会社の一部役職員（以下、「幹部社員等」といいます。）の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への意欲や士気を高めるため、幹部社員等に対して当社の株式を給付するインセンティブプラン「幹部社員等株式給付信託」（以下、「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することにつき決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本制度の導入に伴い、当社が現在保有する自己株式20,352,518株（2017年3月31日現在）のうち153,348株（222,814,644円）を資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）へ一括して処分することを同時に決定いたしました。詳細につきましては、本日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 導入の背景と目的

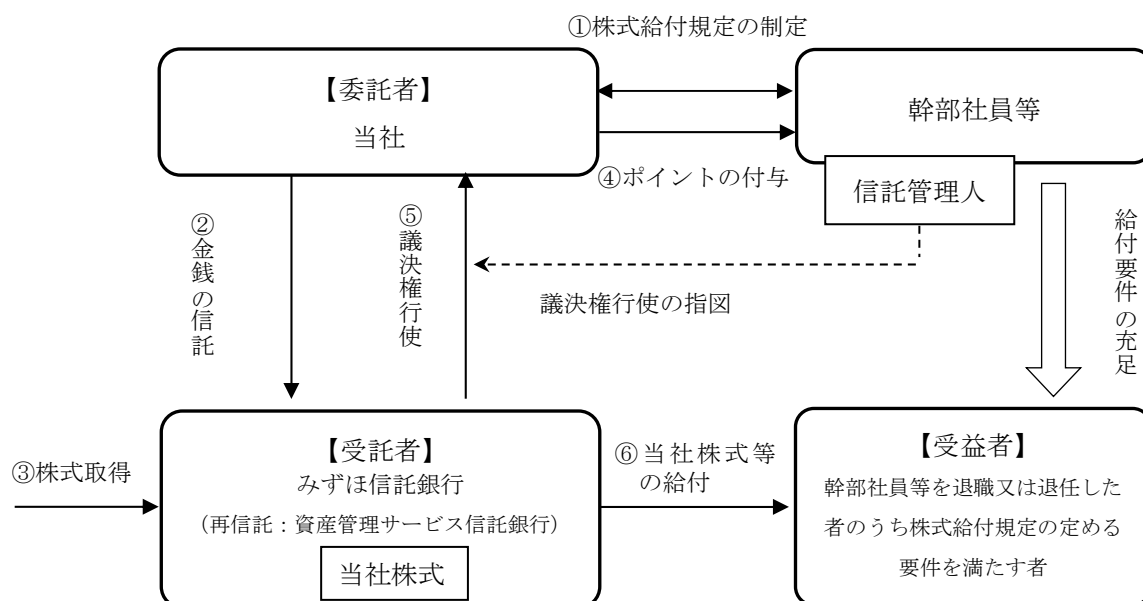
当社は、インセンティブプランの一環として普及が進んでいる日本版E S O P（Employee Stock Ownership Plan）について、幹部社員等の帰属意識の醸成や、株価上昇に対する動機づけ等の観点から検討してまいりましたが、今般、幹部社員等に当社の株式を給付しその価値を処遇に反映する報酬制度である「本制度」を導入することといたしました。

2. 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、幹部社員等に対して、予め定める株式給付規定に従って、当社株式及び当社株式を退職又は退任日時時点の株価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が信託を通じて給付される制度であり、幹部社員等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社及び一部子会社を退職又は退任した時とします。

本制度の導入により、当社の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことが期待されます。

<本制度の仕組み>



- ① 当社及び一部子会社は、本制度の導入に際し株式給付規定を制定します。
- ② 当社は、信託銀行に金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として、当社株式を株式市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、株式給付規定に基づき幹部社員等にポイントを付与します。
- ⑤ 信託銀行は、信託管理人からの指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使します。
- ⑥ 本信託は、幹部社員等を退職又は退任した者のうち株式給付規定の定める要件を満たす者に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式及び当社株式を退職又は退任日時時点の株価で換算した金額相当の金銭を給付します。

3. 本信託の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 信託の種類 | 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (2) 信託の目的 | 株式給付規定に基づき信託財産である当社株式等を受益者に給付すること |
| (3) 委託者 | 当社 |
| (4) 受託者 | みずほ信託銀行株式会社
みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。 |
| (5) 受益者 | 幹部社員等を退職又は退任した者のうち株式給付規定の定める要件を満たす者 |
| (6) 信託管理人 | 当社の従業員より選定（予定） |
| (7) 信託契約日 | 2017年8月25日（予定） |
| (8) 信託設定日 | 2017年8月25日（予定） |
| (9) 信託の期間 | 2017年8月25日（予定）から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。) |
| (10) 制度開始日 | 2017年8月25日（予定） |
| (11) 株式取得資金 | 222,814,644円（予定） |

以上